

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十六日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 狭山ヶ丘停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市三ヶ島五丁目一三二〇番 一地先から同市三ヶ島五丁目一 二六四番二地先まで		区 間
九・七〇〃 二三・二〇	九・七〇〃 三〇・八〇	敷地の幅員 (メートル)
二一・〇〇		延長 (メートル)
		備 考